

国民健康保険の税率を改正

国民健康保険(国保)は、日ごろ健康なときから加入者みんなが国民健康保険税(国保税)を出し合い、必要な医療費や加入者の健康づくりに役立てるものです。

今年度の国保税率は、平成19年中の所得等が確定したため、国保会計の財政状況を勘案し医療費の見込みを再計算するとともに、国保財政調整基金の充当などにより被保険者の負担を極力抑え、表①のように改正しました。

今回の改正には、先月号でもお知らせしましたように、今年度から74歳以下のすべての医療保険加入者で後期高齢者医療制度を支えるため、賦課区分に「後期高齢者支援金分」が追加されています。

改正による税率を基に算定した国保税の納税通知書は、7月19日までに世帯主あてに送付します。

納付にご理解とご協力をお願いします。

表① 平成20年度 国保税率

税率等	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分
	改正前	改正後	改正前	改正後	据え置き
所得割率	8.9%	6.4%	—	2.3%	1.7%
均等割額	21,000 円	20,000 円	—	6,800 円	8,200 円
平等割額	19,200 円	14,000 円	—	4,600 円	4,200 円
賦課限度額 (年間)	56 万円	47 万円	—	12 万円	9 万円

所得割：平成19年中の所得に応じて算出 均等割：加入者一人当たり 平等割：一世帯当たり
 ※介護保険分は、40歳以上65歳未満の人が対象

国保税の納付方法

国保税は世帯単位に課税します。世帯主が後期高齢者医療制度に移行するなど、国保に加入していない場合でも納税義務者は世帯主(擬制世帯主)となります。

国保税の納め方には、納付書や口座振替で納める普通徴収と、年金受給月に年金から天引きされる特別徴収があります。65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成される世帯は、原則として世帯主(擬制世帯主を除く)の年金から国保税が天引きされます。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—
特別徴収	仮徴収	—	仮徴収	—	仮徴収	—	本徴収	—	本徴収	—	本徴収	—

※普通徴収は月末(12月は25日)が納期限(口座振替日)です。ただし、土・日曜日、祝日の場合は翌日となります。

新たに特別徴収の対象となる場合、年金天引き開始までにある程度の期間を要し、その間は普通徴収となりますので、納め忘れのないように口座振替をご利用ください。

なお、税額や納付方法の変更がある場合は、その都度通知書を送付します。

高梁市保健医療福祉計画検討委員会 委員を募集します

市は充実した保健・医療・福祉施策のため、保健医療福祉計画策定の準備を進めています。この計画に市民皆さんの意見を反映させるため、次のとおり高梁市保健医療福祉計画検討委員会の委員を募集します。

＜募集人員＞ 3人

＜応募資格＞ 市内在住で、20歳以上の人

＜応募方法＞

応募用紙に必要な事項を記入の上、応募してください。

※応募用紙は保険課、各地域局住民福祉課、各地域市民センターにあります。

＜応募締切＞ 8月5日（火）

＜決定方法・通知＞

応募者多数の場合は選考により決定します。結果は応募者全員に8月末までにお知らせします。

■問い合わせ 保険課介護保険係 (TEL)210299)

産学官連携基金への寄付を お願いします

市は産学官連携活動事業に役立てるため、「高梁市産学官連携基金条例」を制定しました。市内外の企業や個人の皆さんの寄付金と市の積立金を原資として基金とし、地域福祉、教育・文化、産業振興など産学官連携事業のための助成に活用させていただきます。この基金の趣旨をご理解いただき、寄付にご協力くださいますようお願いいたします。

＜寄付の方法＞

①寄付をいただける場合は、まずは電話かEメールで下記へご連絡ください。市より寄付申出書を送付します。

②寄付金の納付については、市から納付書を送付しますので、最寄りの金融機関で納付の上、領収書をお受け取りください。

※寄付金は、所得税の控除対象になります。

＜寄付金の目標額＞

この基金は1,000万円を基金額とし、そのうち100万円を寄付金の目標額としています。

■問い合わせ 〒716-8501 高梁市松原通2043

企画課定住促進係 (TEL)210282)

Eメール：kikaku@city.takahashi.okayama.jp

後期高齢者医療制度創 設に伴う国保税の緩和 措置

世帯主（もしくは世帯員）が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保加入世帯の税負担が大きく変わることのないよう、次のような国保税の緩和

措置が設けられています。

①国保から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保加入者が一人となった場合は、「平等割」を半額とします。
(最大5年間)

②低所得者の軽減措置は、世帯の所得と人数によって判定されるため、後期高齢者医療制
度に移行した人も含めて判定
します。
(最大5年間)

③被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人に扶養されていた65歳以上の国保加入者には「所得割」を免除し、「均等割」を半額にする等の減免があります。
(最大2年間)

※③は申請が必要です。

■問い合わせ 国保税については税務課市民税係 (TEL)210214)、医療費については保険課健康保険係 (TEL)210258)、資格については市民課戸籍住民係 (TEL)210252)